

土 木
設計業務

特記仕様書

設計名称

福島国際研究教育機構敷地整備に関する実施設計他(その3)業務

令和7年9月

独立行政法人都市再生機構
東北震災復興支援本部 福島復興支援部

特記仕様書

第 1 章 総則

1－1 適用

本特記仕様書は、『福島国際研究教育敷地整備に関する実施設計他（その 3）業務』(以下「本業務」という。)に適用する。

本業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様（平成 28 年 7 月版）」(以下「設計共通仕様書」という。)による。

設計共通仕様書は閲覧に供する。

1－2 設計対象範囲

設計範囲は、別図 1 に示す範囲とする。

設計対象所在地：福島県双葉郡浪江町大字川添字中ノ目他

1－3 履行期間

契約締結日の翌日 から 令和 8 年 12 月 10 日

1－4 計画地区概要

計画面積	約 16.9 h a (設計対象範囲：別図 1)
計画規模	福島復興再生拠点 (F－R E I 地区 浪江都市計画研究施設事業 1 号福島国際研究教育機構) ・敷地整備 1 式
地区コンセプト等	福島国際研究教育機構は、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指した施設としている

1－5 管理技術者

管理技術者は、設計共通仕様書 1.1.7 の定めのほか、下記の①に示す条件を満たすものとする。

なお、管理技術者は原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、調査職員と協議を行うものとする。

① 下記のいずれかの資格を有する者

- 1) 技術士（総合技術監理部門（建設））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 2) 技術士（建設部門（土質及び基礎）、建設部門（都市及び地方計画）、上下水道部門（下水道）のいずれか）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 3) R C C M（土質及び基礎、下水道、都市計画及び地方計画のいずれかの部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- 4) 土木学会認定土木技術者（特別上級（設計）、上級（設計）、1級（設計）のいずれかとし、資格分野は「設計」）

1－6 照査技術者

設計共通仕様書 1.1.8 の照査に当たっては、照査技術者を配置するものとし、下記の①に示す条件を満たすものとする。

① 下記のいずれかの資格を有する者

- 1) 技術士（総合技術監理部門（建設））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 2) 技術士（建設部門（土質及び基礎）、建設部門（都市及び地方計画）、上下水道部門（下水道）のいずれか）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 3) R C C M（土質及び基礎、下水道、都市計画及び地方計画のいずれかの部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- 4) 土木学会認定土木技術者（特別上級（設計）、上級（設計）、1級（設計）のいずれかとし、資格分野は「設計」）
- 5) 設計共通仕様書 1.1.2 の 11 項に記載されている同等の能力と経験を有する技術者

- ・ 建設コンサルタントの登録規定第 3 条第 1 号ロに規定される技術者

（国交省が認定する認定技術管理者＝認定技術者（土質及び基礎、下水道又は都市計画及び地方計画のいずれかの部門））

- ・ 他部門の技術士については、建設部門に該当する業務に関し 10 年以上の実務経験を有する者

照査の実施にあたっては、別に定める「土木工事設計照査要領」に基づき実施し、作成した資料は、設計共通仕様書 1.1.8 の 5 項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

1－7 打合せ等

打合せは、設計共通仕様書 1.1.11 に基づき、下記の区切りにおいて行うものとする。なお、業務着手時と業務完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

また、業務に関する打合せ記録の作成は受注者が行い、速やかに調査職員に提出し、打合せ内容、決定事項に誤りがないことを相互に確認するものとする。

項 目	回数
(1)業務着手時	1
(2)中間時	10
(3)業務完了時	1

1－8 照査技術者による照査の報告

照査技術者は、発注者の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について発注者に報告するものとする。

なお、照査技術者による照査の報告は3回を想定している。

1－9 業務計画書

受注者は、設計業務に係る業務計画書作成時に設計共通仕様書 1.1.12 の2項の定めのほか、屋外で設計業務を行う場合における安全管理について記載する。

1－10 現地踏査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、設計共通仕様書 1.2.2 に基づき設計業務等対象敷地及び周辺の現地踏査を行ない、設計業務等に必要な現地の状況を把握するものとする。

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

1－11 下請負等

- 1) 本業務請負契約書第8条第1項に規定する「主たる部分」とは、設計共通仕様書 1.1.28 の第1項に示すとおりとする。
- 2) 本業務請負契約書第8条第3項に規定する「軽微な部分」は、設計共通仕様書 1.1.28 の第2項に示すとおりとする。
- 3) 受注者は、本業務請負契約書第8条第3項の規定により業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめその相手方の住所、氏名、下請負等を行う業務の範囲、下請負等の必要性及び契約金額等について記載した書面（様式1－1）を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、下請負等の内容を変更しようとするときも同様とする。

1-1-2 建設副産物対策

設計共通仕様書 1.2.9（設計業務の条件）の9項に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

1-1-3 業務の成果

本業務の成果品は、設計共通仕様書 1.2.11 及び下表によるものとする。

（1）設計業務成果品

項 目	サイズ	成果品数		
(1)設計図面	A3 版	製本	3 部	原図一式
(2)報告書等 ①現地踏査報告書 ②設計報告書 ③設計計算書 ④数量計算書 ⑤打合せ記録簿 ⑥照査報告書	A4 版	製本	3 部	原稿一式
(3)リサイクル計画書	A4 版			一式
(4)法令等に基づく届出等チェックリスト	A4 版			一式
(5)特定調達品目の判断基準等（公共工事）チェックシート	A4 版			一式
(6)その他調査職員の指示した報告書等				一式

なお、報告書に使用するソフトは Windows における、Word、Excel とし、また、図面作成等については、AutoCad を使用し、報告書及び図面データを電子媒体（CD 等）にて提出するものとする。図面データのファイル形式については、DWG 形式と SFC 形式での納品とする。

※成果品納品時に成果品の全景写真及び、近景写真を提出すること。

（2）電子データ

電子データの作成については、下記基準（閲覧可）による。

1）適用基準

- ・土木設計業務等の電子納品要領（案）（平成16年7月）
- ・CAD による土木工事図面作成要領（案）（平成16年7月）
- ・福島県電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（平成30年4月）

2）データの使用

- ・提出されたデータは、工事請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び完成図の作成に使用する場合がある。

1-1-4 個人情報の取扱いについて

受注者は、当該業務の実施に係る「個人情報の取扱い」については設計共通仕様書 1.1.31 によるものとする。

また、「重要な情報及び個人情報の保護に関する特約条項第2条」に定める重要な情報等の保管場所、取扱場所、及び取扱場所から持ち出す場合等の手続き等については、下記のとおりとする。

- (1) 保管場所は受注者事務所内とし、施錠できる場所に保管する。
- (2) 取扱場所は受注者事務所内とし、取扱終了後は速やかに保管場所に返却し施錠する。
- (3) 取扱場所から持ち出す場合は、事前に担当職員の了解を得、保管場所に返却後はその旨を報告する。
- (4) 原則として携帯電話に業務に係る個人情報を登録しない。

第2章 設計業務

2-1 業務目的

本業務は、F-R E I 地区における敷地整備工事の実設計等であり、F-R E I 地区の基本計画等上位の計画、設計に基づき、各種検討や課題の整理、計画の立案等を行なうことにより設計図面等の適切な設計成果を得ることを目的として実施する。

2-2 設計項目

設計項目	業務範囲
(1) 整地実設計	○
(2) 下水道実設計	○
(3) 上水道実設計	○
(4) 道路実設計	○
(5) 歩道実設計	○
(6) 調整池実設計	○
(7) 管理者協議等	○
(8) 工事変更図の作成	○

2-3 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準等は以下のとおりとする。

また、適用基準の最終決定は、自治体及び調査職員との協議による。

(1) 関係法令等

都市計画法
建築基準法
道路法
道路交通法
道路構造令
下水道法
河川法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
土壌汚染対策法
盛土規制法
水道法
消防法
国等による環境物品の調達の推進に関する法律
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
水道事業給水条例

(2) 技術基準等

浪江町復興整備計画
福島県開発許可制度の手引き
福島県土木設計マニュアル
都市再生機構 土木工事標準設計図集（平成 24 年）
都市再生機構 造園施設標準設計図集（平成 30 年）
都市再生機構 土木工事図面作成要領（案）（平成 12 年 7 月版）
都市再生機構 植栽基盤整備ハンドブック（平成 29 年 4 月）
都市再生機構 環境物品等の調達推進を図るための方針（平成 19 年度版）
都市再生機構 発注・設計照査チェックシート（在京支社版 2010 年 9 月）
日本道路協会 道路土工-盛土工指針（平成 22 年 4 月版）
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成 13 年 9 月版）
日本道路協会 舗装設計施工指針（平成 18 年度版）
日本道路協会 舗装設計便覧（平成 18 年度版）
日本道路協会 舗装施工便覧（平成 18 年度版）
国土技術研究センター 道路の移動等円滑化整備ガイドライン
その他関係技術基準等

上記以外は土木工事設計照査要領の巻末の運用指針等一覧表を参照。

また、基準においては最新版の確認を行い、使用するものとする。

2-4 貸与する技術資料等

本業務で使用するため貸与する技術関係資料は次のとおりとする。

福島国際研究教育機構施設整備に係る事業調査検討業務報告書（令和 6 年 3 月）
「福島国際研究教育機構施設基本計画等検討業務（その 1）」報告書
「福島国際研究教育機構施設基本計画等検討業務（その 2）」報告書
「福島国際研究教育機構敷地整備に関する実施設計他業務」報告書
「福島国際研究教育機構敷地整備に関する実施設計他（その 2）業務」報告書

2-5 設計業務内容（実施設計）

(1) 現地踏査

設計共通仕様書第 1 編及び第 2 編の各項に基づき別添の範囲の現地踏査を行うものとする。

特記事項（特に留意する点）	
☒ 境界状況 ☒ 周辺及び地区内道路状況 ☒ 支障物件（家屋、電柱、越境物件等） ☒ 供給処理施設状況（河川、下水道、水道、電気、電話他） ☒ 現況土地使用状況等	敷地 A = 16.9ha

特記事項（特に留意する点）	
☒ 伐採・伐木状況、樹種・樹高等 ☒ 工作物等種別、形状（駅舎、J R 既存物等） ☒ 土運搬、材料搬入、重機運搬路等 ☒ 現況地盤、敷地形状、土質状況等 ☒ 関連工事（出会い工事）の進捗状況と影響度等	

（２）上位計画等との整合性の検討

本業務の実施にあたっては、上位計画等の関連する諸条件との整合性の検討を行うものとする。

検討項目	特記事項（特に留意する点）
上位計画等との整合性の検討	・ 浪江町復興整備計画 ・ 浪江都市計画研究施設事業 1 号福島国際研究教育機構 ・ 福島国際研究教育機構の施設基本計画 ・ 「福島国際研究教育機構施設整備に係る事業調査検討業務」報告書 ・ 「福島国際研究教育機構施設基本計画等検討業務（その 1）」報告書 ・ 「福島国際研究教育機構施設基本計画等検討業務（その 2）」報告書 ・ 「福島国際研究教育機構敷地整備に関する実施設計他業務」報告書 ・ 「福島国際研究教育機構敷地整備に関する実施設計他（その 2）業務」報告書
関連する諸条件との整合性の検討	☒ 土地利用計画、街区確定、画地確定との整合性検討 ☒ カーボンニュートラルとの整合性検討 ☒ 造成計画高、道路計画との整合性検討（線形、計画高、宅地の出入り等） ☒ 施設地計画との整合性検討（計画高、切盛境界の処理、宅地の出入り等） ☒ 排水基本計画との整合性検討（下水道計画、調節池計画等） ☒ 公共下水道認可設計、下水道基本設計との整合性検討 ☒ 造成計画高、道路線形、計画高と流域重ね図作成 ☒ 現況地形、土地利用計画と調節池適地の整合性検討 ☒ 宅地開発指導要綱、特定河川流域分担計画、放流河川流下能力との整合性検討（調節池位置づけ等） ☒ 道路構造令に規定されている諸基準及び管理者協議事項との整合性検討 ☒ 道路占用計画との整合性検討 ☒ 支障物件等との整合性検討（家屋等補償物件、工事支障物件等の処理検討） ☒ その他（既存報告書・資料、法的条件、自然条件、固定条件等の検討）

（３）実施設計

設計共通仕様書第 2 編の各章の項に基づき、別図 2 ～ 9 に示す範囲の次の実施設計を行うものとする。なお、実施設計にあたっては、基本設計の成果を整理して行うこと。

1) 整地実施設計

設計工種	特記事項（特に留意する点）	
整地設計 （実施）	設計条件等	・敷地整備の整地実施設計 A=8.5ha（高低差 10m 未満）
	設計条件 の設定	☒ 土質条件（土量変化率、土質定数等）、施工機械等の設定 ☒ 環境対策（騒音・振動・濁水処理等）、表土保、全条件の設定 ☒ 建設副産物対策の設定 ☒ 工事展開方針、近接施工の条件設定 ☒ 地区界整備に係る条件の設定 ☒ 支障物件対策の条件の設定
	設計内容	共通仕様書第 2.2.3 及び第 2.2.4 の各項に基づき行うこと。 ①設計項目 ☒ 現地踏査、 ☒ 設計計画、 ☒ 土図面作成、 ☒ 土計算、 ☒ 土照査 ☒ 整地設計、 ☒ 土量配分計画、 ☒ 土準備工の設計、 ☒ 土仮設防災工の設計、 ☐ 軟弱地盤対策工検討、 ☐ 法面安定解析 ☒ 工事管理手法等の検討（沈下管理）、 ☒ 地区界処理図作成、 ☒ 施工計画作成、 ☒ 設計検討 ② 現地踏査（敷地内他実施設計工種を含む） ☒ 設計範囲における敷地の状況を把握・確認する。 ③ 設計計画 ☒ 設計条件を整理し、基本設計の再検討，設計諸元について整理、工法・材料等の検討を行う。 ④ 図面作成 ☒ 整地平面図・断面図，軟弱地盤対策工平面図・断面図・詳細図、土量計算図，運土計画図，整地標準図，防災，伐採，抜根，踏込沈下図，数量計算，報告書等の作成 ⑤ 計算 ☒ 切盛土量，運土計算，踏込沈下計算，土量以外の数量計算等 ⑥ 照査 ☒ 設計仕様，設計条件，指示事項等と合致しているかどうかの照査 ⑦ 整地設計 ☒ 宅地及び公共施設地盤高の設計 ☒ 造成勾配の設計 ☒ 地区界整備計画の設計 ☒ 法面処理方法の確定 ☒ 造成宅地の形状、日照条件、土状等の確定 ☒ 法尻排水側溝の設計 ☐ 擁壁が必要な箇所の範囲・高さを整理し、平面位置及び断面を確定 ☒ 不要となる既存構造物の撤去設計 ⑧ 土量配分計画

		☒ 土量計算（点高法、 断面法 ） ☒ 最適運土計画の作成（土量配分、使用重機、通行不能区分、高所・低所条件等） ⑨ 準備工の設計 ☒ 伐開、除根、伐採工及び雑物撤去工の設計 ☐ 段切り工、表土保全工の設計 ☒ 土砂、濁水流出防止、飛砂防止、騒音防止対策等の設計 ☒ 工事用道路及び生活道路、水路等切りまわし工の設計 ⑩ 仮設防災工の設計 ☐ 降雨強度、流出係数、流出量算定（各排水区毎） ☐ 暗渠排水工の設計（湧水、浸透水、地下水処理対策） ☒ 仮設防災水路工の設計（断面、勾配、流路、放流先等） ☒ 仮設調整池、沈砂池工等の設計 ☒ 防災堤、素掘側溝、法面排水工等の設計 ☒ 工事の進捗に合わせた仮囲いの設置・撤去等設計 ⑪ 軟弱地盤対策工検討 ☐ 土質試験データの評価検討 ☒ 地盤状況把握（圧密沈下特性、強度増加率等） ☒ 対策工設計（工法比較、盛土材料、圧密度、沈下時間、沈下量、載荷重等） ☒ 工事工程計画（施工速度、施工手順、放置期間、搬入土計画、供用開始時期、使用収益開始時期、構造物工事着手時期等） ☐ 地区界影響設計（引込み沈下、盤ぶくれ、段差等） ⑫ 法面等安定解析 ☐ 長大法面の安定等の計算（有効応力法、全応力法、簡易法等） ☐ 法面箇所の基礎地盤検討評価 ☐ 対策工の設計 ☐ 擁壁の安定等の計算（転倒、滑動、沈下等） ☐ 盛土内暗渠排水等設計 ⑬ 工事管理手法等の検討 ☒ 密度管理、空気間隙率管理、試験盛土、沈下管理等 ☒ 不良土対策、地区外搬出運土計画検討等 ⑭ 地区界処理図作成 ☐ 排水処理設計 ☒ 地盤高設計（法処理、擁壁、植栽処理、自然林保存型等） ☒ 地区界道路設計 ⑮ 施工計画作成 ☒ 年度別工事展開の策定 ☒ 工事工程表、使用機械、施工方法の策定 ☒ 仮設計画の設計 ⑯ 設計検討
--	--	--

	協議用 資料作成	・盛土規制法担当部局等との協議及び説明資料の作成 ・盛土規制法の申請図書作成
--	-------------	---

2) 下水道実施設計

設計工種	特記事項（特に留意する点）	
下水道設計 （実施）	設計条件等	敷地内の雨水管、污水管の実実施設計等 ・雨水：開削工法 管径φ1200 未満 L=767m ・污水：開削工法 管径φ1200 未満 L=710m マンホールポンプ実施設計 ・污水：2次製品 N=1箇所
	設計条件 の設定	☐ 計画原単位設定（污水発生原単位（時間最大、日最大等）、污水处理場処理能力、降雨強度、流出係数等） ☒ 基本条件設定（雨水排水条件、最小管径、管種、人孔種、間隔、最低土かぶり、勾配、人孔段差等） ☐ 污水発生計画人口年度別調書の作成（暫定処理場、処理場施設追加整備等の検討を含む） ☒ 地区外雨水排水施設整備状況、計画状況等の整理 ☒ 地区界処理条件設定（雨水落ちこぼれ分等） ☒ 環境対策条件設定（騒音、振動、動植物、地下水、近隣等）
	設計内容	設計共通仕様書第4.2.4項に基づき、次の項目の設計を行うこと。 ① 設計項目 ☒ 調査、 ☒ 設計計画、 ☒ 各種計算、 ☐ 耐震設計、 ☒ 設計図作成、 ☒ 数量計算、 ☒ 照査、 ☒ 報告書作成、 ☒ 設計協議 ② 調査 ☒ 資料収集（基本設計図書、土質調査、試掘調査、その他必要な資料の収集及び確認） ☒ 公図調査（私道、私有地等の調査） ☐ 現地踏査（交通規制、支障物件等の調査） ☐ 現地作業（マンホール位置・ます位置の選点、測距、高さの測定、横断の測定（約100mに1本）等 ③ 設計計画 ☒ 地下埋設物プロット、概略計画図作成、ます位置の計画、仮設工法等の設計 ④ 各種計算 ☒ 管渠、管基礎、仮設工法の計算 ⑤ 耐震設計 ☐ 調査（耐震設計に必要な資料の収集、特性把握） ☐ 条件設定（地盤条件（基礎面、地震動レベル）、管渠条件 ☐ 耐震設計（レベル1の場合） ☐ 耐震設計（レベル1及びレベル2の場合） ☒ 照査 ⑥ 設計図作成 ☒ 系統図、平面図、縦断面図、構造図等の作成

		⑦ 数量計算 ☒ 管布設、土工、マンホール、ます、仮設工法等の数量計算 ⑧ 照査 ☒ 照査 ⑨ 報告書作成 ☒ 報告書作成 ⑩ 設計協議 ☒ 下水道管理者との設計協議 ☒ 地下埋設管管理者協議 ☒ 上記設計協議資料作成
	協議用資料作成	下水道管理者（必要に応じて道路管理者）との協議に要する資料を作成すること。 地下埋設管管理者協議資料を作成すること。

3) 上水道実施設計

3) - 1 設計条件

敷地整備に伴う構内通路の上水道管の新設詳細設計

上水道管新設詳細設計 小口径（呼び径 350mm 以下）L=816m

3) - 2 上水道管の新設詳細設計

- ・設計計画（設計路線の工法比較、構造計画、仮設比較とその施工計画を含む。）
- ・調査（既設水道管・給水管資料収集、地下埋設物調査、公道私道調査等）
- ・上水道管理者及び関係機関との協議、申請資料作成
- ・各種計算（構造計算、仮設計算等）
- ・設計図作成（位置図、平面図、縦断面図、詳細図、構造図、管割図など）
- ・数量計算書作成（施工数量、水道管等の材料数量）
- ・照査
- ・報告書作成

3) - 3 上水道設計の業務の内容

①設計計画

- ・資料の収集整理
- ・線形計画
- ・構造形式の決定
- ・細部設計（付属物等）検討
 ※仕切弁、排水弁、空気弁等の構造及び位置の検討
- ・本体及び仮設構造物の設計断面、条件設定検討
- ・道路、沿道状況及び関連工事を考慮した施工計画検討

②調査

- ・既設水道管については、現地調査及び台帳等調査を行い設計図面等に記入する。

調査内容は

- ・水道管の管種・口径・土被り
- ・仕切弁、空気弁、消火栓等の位置及び深さ

- ・給水管置の口径及び深さ・止水栓・メータの位置
- ・配管位置の現況状況（埋設物、道路標識等支障物、交通状況、公道私道等）

③平面、縦断設計

管路、弁室及び仮設構造物の平面及び縦断の設計を行い、支障となる埋設物の抽出及び調整の検討を行う。構造計算が必要なものはそれを行い、設計図面を作成する。なお、設計には土工、道路付属物・舗装の撤去、復旧を含む。

④ 管路構造物設計

弁室及び管防護等については詳細な設計を実施し、設計図面を作成する。（構造計算を伴う場合は別途考慮する）

⑤ 仮設構造物設計

仮設構造物を必要とする箇所については詳細な設計を実施し、設計図面を作成する。

⑥ 数量計算

工事に必要な全ての水道管（施工数量、使用材料）及び土工、撤去・復旧の数量計算を行い、工種別、区間別に集計する。

⑦ 施工計画

施工計画に当たっては、交通状況、施工方法、施工順序、仮設計画、支障物、交通誘導員等の配置計画を検討し、施工計画書を作成する。

⑧ 管理者および関連機関との協議用資料の作成

設計図書に基づき、水道管理者及び関連機関（道路管理者など）との占用許可等の協議、申請及び説明資料等の作成を行う。

⑨ 照査

照査技術者は、下記に示す事項を標準とし照査を行い、管理技術者に照査報告書を提出しなければならない。

- ・設計条件の決定に際し、現況状況のほか、基礎情報を収集、把握しているか確認を行い、その内容が適切か照査を行う。
（地形・地質条件、道路交通・沿道条件、既設占用物など）
- ・設計図面をもとに管径、形式、線形、仮設工法等、設計基本条件及び他の事業や工事と整合がとられているか照査を行う。
- ・埋設物、支障物、周辺状況等施工条件が設計に反映されているか照査を行う。
- ・設計方針及び設計手法が適切であるか照査を行う。
- ・施工方法、交通の切り回し方法が適切か照査を行う。
- ・設計計算、設計図、数量の整合性・正確性等に着目し照査を行う。
- ・構造細目について基準等を整合がとられているか照査を行う。
- ・埋設物との取り合いに整合がとられているか照査を行う。

4) 道路実施設計

設計工種	特記事項（特に留意する点）
------	---------------

道路設計 (実施)	設計条件等	・断面構成等条件（地形：平地、車線数：1～2車線） ①南側外周道路 ・単断面：車道＋歩道 L=465m ②構内通路 ・単断面：車道 L=329m ・単断面：車道＋歩道 L=568m
	設計条件の設定 設計内容	☒ 道路区分、設計速度の設定 ☒ 基本断面構成(幅員、歩道、車道、植栽等)の設定 ☒ 縦横断曲線半径、視距、縦横断勾配、設計荷重等基本条件の設定 ☒ 整備内容（水準）の設定 ☒ 路床の評価と対策工法の設定 ☒ 施工手順の設定と出会い工事との調整事項の整理
		共通仕様書第 3.3.4 第 2 項に基づき、次の項目の設計を行うこと。 ① 設計項目 設計計画、現地踏査（整地実施設計に含む）、平面・縦断設計、横断設計、道路付帯構造物設計、小構造物設計、仮設構造物設計、用水路設計、舗装工設計、施工計画、設計図（路線図、平面図、縦断図、標準横断面、横断図、土積図、詳細図）、数量計算、照査、報告書作成、設計検討、施工計画、交差点設計 ② 設計検討 設計範囲、舗装材料、使用製品等の決定 ☒交差点の詳細設計（隅切り、安全施設） ☒道路構造物の平面 ☒構造設計(街渠、排水施設、取付管、横断管、側溝、擁壁等の構造詳細) ☒舗装構造の設計(交通量区分、舗装構成の決定と根拠資料の作成) ☒路床改良設計（改良範囲、工法等） ☒道路土工の設計(土量計算、運土計画、使用機械、造成排水等工事との整合性) ☒歩道切下げ、宅地出入りの平面・構造設計 ☒段差処理等摺り付け検討 ☐道路照明施設の平面、構造設計(街路灯等) ☐道路安全施設の設計（ガードレール、横断防止施設、標識、路面標示等） ☒道路埋設管位置調整、道路占用計画の作成
		③ 施工計画 ☒緊急車両通行、工事車両進入路に関する検討 ☒仮設道路計画検討 ☒防塵、騒音、振動等周辺環境対策検討 ☒段階施工計画、工程管理計画検討
	協議用 資料作成	道路管理者、交通管理者、地下埋設企業者等との協議に要する次の資料を作成すること。 ・道路管理者（浪江町建設課）、交通管理者（双葉警察署）その他管理者協議に関する説明資料

5) 歩道実施設計

設計工種	特記事項（特に留意する点）	
歩道設計 （実施）	設計条件等	・断面構成等条件 ①西側外周道路 ・歩道 L=252m ②東側外周道路 ・歩道 L = 350m
	設計条件の設定 設計内容	☐道路区分、設計速度の設定 ☒基本断面構成(幅員、歩道、車道、植栽等)の設定 ☒縦横断曲線半径、視距、縦横断勾配、設計荷重等基本条件の設定 ☒整備内容（水準）の設定 ☐路床の評価と対策工法の設定 ☒施工手順の設定と出会い工事との調整事項の整理 共通仕様書第 3.4.2 第 2 項に基づき、次の項目の設計を行うこと。 ① 設計項目 設計計画、現地踏査、平面設計、縦断設計、横断設計、道路付帯構造物設計、小構造物設計、仮設構造物設計、用排水設計、設計図（平面図、縦断図、標準横断面、横断図、詳細図）、数量計算、照査、報告書作成、設計検討、施工計画 ② 設計検討 設計範囲、舗装材料、使用製品等の決定 ☒交差点の詳細設計（隅切り、安全施設） ☒道路構造物の平面 ☒構造設計(街渠、排水施設、取付管、横断管、側溝、擁壁等の構造詳細) ☐舗装構造の設計(交通量区分、舗装構成の決定と根拠資料の作成) ☐路床改良設計（改良範囲、工法等） ☒道路土工の設計(土量計算、運土計画、使用機械、造成排水等工事との整合性) ☒歩道切下げ、宅地出入りの平面・構造設計 ☒段差処理等摺り付け検討 ☐道路照明施設の平面、構造設計(街路灯等) ☐道路安全施設の設計（ガードレール、横断防止施設、標識、路面標示等） ☒道路埋設管位置調整、道路占用計画の作成
		③ 施工計画 ☐緊急車両通行、工事車両進入路に関する検討 ☒仮設道路計画検討 ☒防塵、騒音、振動等周辺環境対策検討 ☒段階施工計画、工程管理計画検討

	協議用 資料作成	道路管理者、交通管理者、地下埋設企業者等との協議に要する次の資料を作成すること。 ・道路管理者（浪江町建設課）、交通管理者（双葉警察署） その他管理者協議に関する説明資料
--	-------------	---

6) 調整池実施設計

設計工種	特記事項（特に留意する点）	
調整池 設計 (実施)	設計条件等	・数量：堀込式調整池 N=1箇所 (集水面積 50ha 未満)
	設計条件の設定	☒ 基本条件の設定(流域、雨水排水条件、計画規模、降雨強度、流出係数、到達時間等) ☒ 雨水流出量増加分詳細計算(下流への影響、地区内外の洪水対策) ☒ 地区外放流管渠、河川、水路整備状況、計画状況調査確認等 ☒ 施工条件の設定(騒音、振動、動植物、地下水、近隣等)

	設計内容	共通仕様書第 8.2.2 第 2 項に基づき、次の項目の設計を行うこと。 ① 設計項目 設計計画、現地踏査、基本事項の決定(配置計画、躯体構造形式、基礎形式等)、構造物等の設計(設計条件、本体工、場内整備、土工設計)、施工計画、仮設構造物設計、数量計算、照査、報告書作成、設計検討、調整設計、河川改修(放流部)設計、仮設設計 ② 設計検討 ☒水路改修検討(放流先の水路改修) ③ 調整設計 ☒調整池流入量の計算(流入ハイドログラフ、計画洪水流量) ☒調整池計画の決定(計画高水位、調節容量、湛水面積、堆砂容量等) ☒堤体設計(堤体高、堤体形状、法勾配、護岸構造等) ☒放流施設設計(オリフィス、放流管等) ☐洪水吐設計(形式、形状、設計洪水容量、減勢工等) ☒その他構造細目(管理用道路、池内排水施設、遮水工、占用施設等) ④ 河川改修(放流部)設計 ☐河川土工設計(基礎設計) ☐護岸設計(平面、縦断、横断設計、構造設計、安定性設計、附帯施設設計) ☒樋門及び樋管設計(基礎工、本体工、構造詳細、ゲート工設計) ☐床止め設計(基礎工、本体工、構造詳細、附帯工) ☒その他構造細目(管理用道路、遮水工、占用施設等) ⑤ 仮設設計 ☒山留設計に係る土質定数(単位体積重量、粘着力、内部摩擦角等)整理、地下水対策(低下工法等)設計 ☒現況水路等の仮設排水路設計(断面、勾配、流路) ☐実施設計(沈砂池、仮設調整池等)
	協議用資料作成	水路管理者との協議に要する次の資料を作成すること。 ・流量増対策協議変更文書 ・水路管理者(浪江町農林水産課、建設課)、その他管理者協議に関する説明資料 施設整備事業者との協議に要する資料を作成すること。

7) 管理者協議等

7) - 1 協議図書作成

本業務で得た成果をもとに、開発許可申請等の事前協議に係る次の協議図書のとりまとめや共通図面等の作成を行うものとする。

特記事項(作成協議図書)	作成部数
☒ 敷地整備に係る協議(公共施設管理者等)に必要な図書作成	別途指示する

特記事項（作成協議図書）	作成部数
☒ 権利者説明、同意に係る図面等の作成 ☐ 鉄道近接施工協議図書作成 ☒ 地下埋設物近接施工協議図書作成 ☐ 河川法に基づく施工協議図書作成 ☐ 砂防協議図書作成 ☒ 道路使用許可に係る施工協議図書作成 ☒ 盛土規制法に係る協議図書作成 ☒ 上水道に関する協議図書作成	

7) -2 管理者協議

当該設計に係る以下の管理者協議に出席するものとする。

また、必要に応じ関係機関との協議を実施し、記録簿の作成を行うものとする。

協議種別	頻度等
①下水道管理者協議：浪江町住宅水道課	1回
②上水道管理者協議：浪江町住宅水道課	1回
③道路管理者協議（外周道路）：浪江町建設課	3回
④流量増対策協議：福島県相双建設事務所	1回

8) 工事変更図の作成

以下の工事に係る変更図作成を行うものとする。

工事名称	作業割合	枚数
令和7年度福島国際研究機構敷地整備工事 変更図作成期間：R8.6～9	50%	N=50

上記には、打合せ、条件整理、報告書作成、数量計算を含む。

2-6 設計図書の作成

本業務で得た成果をもとに、共通仕様書第2編に基づき設計図面を作成し、成果品を提出するものとする。

2-7 数量算定等

(1) 数量算定

数量算定を次により行うものとする。

1) 積算項目（積算の対象となる設計工種）

【住宅団地内土木施設編】		【都市基盤施設編他】	
設計工種	業務範囲	設計工種	業務範囲
(1) 整地設計		(1) 整地設計	○
(2) 道路設計		(2) 下水道設計	○
(3) 下水道設計		(3) 上水道設計	○

(4) 構造物設計		(4) 道路設計	○
(5) 屋外土木施設		(5) 歩道設計	○
(6) 除却等設計		(6) 調整池設計	○

2) 数量算定の内容

(イ) 数量算定の対象工事

番号	工事名称
①	(仮称)令和8年度福島国際研究機構敷地整備工事

(ロ) 数量算定の概数

工事 番号	設計工種概数						
	整地	下水道 (雨水)	下水道 (汚水)	上水道	道路	歩道	調整池 実施設計
①	8.5ha	767m	710m ※1	816m	1362m	602m	1箇所

※1 下水道（汚水）設計には、マンホールポンプ実施設計の数量算定を含む。

3) 単価作成に係る基礎資料の作成

受注者は、必要に応じて単価作成に係る基礎資料の作成を行う。

(2) 見積徴収

刊行物・積算要領等に記載のない材料及び工事については、調査職員の指示する見積条件、内容に基づき、見積徴収（3社以上）を行うこと。

第3章 測量業務

3-1 業務目的

本業務は、福島国際研究教育機構敷地整備に係る設計、造成工事に必要となる測量を実施することを目的とする。

3-2 業務範囲

本測量の業務範囲は下表及び別図-9に示す範囲による。

測量種別	業務範囲
(1) 基準点測量	
(2) 現況測量及び写真測量	
(3) 境界測量	
(4) 路線測量	○
(5) 深浅測量	
(6) 用地測量	
(7) 確定測量	
(8) その他	
(9) その他調査等	
① 地下埋設物等調査	
② 樹木調査	
③ 真北測量計算	

3-3 適用仕様書

本測量は、「測量作業規程」及び「測量作業共通仕様書」（独立行政法人都市再生機構令和7年9月）及び、本特記仕様書による。

3-4 業務内容

1) 業務内容

測量種別	特記事項
路線測量	(1) 作業計画 1業務 (2) 現地踏査 L=1.06km (3) 線形決定 L=1.06km (4) 中心線測量 L=1.06km (5) 仮BM設置測量 L=1.06km (6) 縦断測量 L=1.06km (7) 横断測量 L=1.06km (W=45m未滿) <現地条件等> ・交通量 0～1,000台未滿/12時間 ・曲線数 0 ・測点間隔 20m

2) 地域地形区分

本測量の地域地形区分は下表による。

地域区分		地形区分	
大市街地		平地	○
市街地(甲)		丘陵地	
市街地(乙)		低山地	
都市近郊		高山地	
耕地	○		
原野			
森林			

3) 打合せ

本業務を行うに当たり、監督員と緊密な打合せ・協議を行い、その指示に従うと共に、必要な事項について作業の段階毎に成果等の確認を受ける。

打合せ協議の結果は、「打合せ等記録簿」に簡潔にまとめ、その都度、監督員に提出する。

なお、本測量に関する打合せは「1－7 打合せ等」に含むものとする。

3－5 成果品

1) 成果等の作成

成果等は、測量作業規程による。また、測量作業規程の成果等で規定する「その他の資料」は、**別紙－1**「〈参考〉成果図書等一覧表」による。

公共団体への成果図書の引渡しのある場合を除き、成果等の作成にあたっては契約後に送付する「測量成果図書作成参考図集(案) 令和5年5月」により作成する。

他の測量業務の成果及び原図を転用・使用した場合は、その成果の写しを成果簿に添付し提出する。

2) 成果品の提出

特記仕様書及び監督員の指示(**別紙－2**「電子納品について」参照)に従い、成果品と併せて、成果等を電子記録媒体に記録し納品すること。なお、適用基準は下記(閲覧可)による。

「居住環境整備事業等における土木関連業務に係る電子納品要領(案)測量編平成17年3月」

「居住環境整備事業等における土木関連業務に係るCAD製図基準(案)平成17年3月」

成果簿は、地区ごとに作成するものとし、その種別等は下表の通りとする。詳細は**別紙－3**「成果品作成仕様書」に基づき作成する。

なお、すべてのA3版成果図面の縮小版を添付する。

媒体種別	正	副	副
市販バインダー製本(グリーン購入法適合品)	○	○	

CD-R 又は DVD-R (電子記録媒体)	○	○	
------------------------	---	---	--

3－6 積算基準(直接経費)について

旅費交通費・安全費・電子成果品作成費は以下のとおりとする。

旅費交通費	率計上・部分率計上・	積上	
安全費	率計上・積み上げ計上・	非計上	
電子成果品作成費	計上・	非計上	

※旅費交通費については、当初設計では計上せず変更協議の対象とする。

第4章 その他

4-1 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

4-2 疑義等

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

4-3 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良個所が発見された場合には、発注者の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

4-4 法令等に基づく届出等チェックリストについて

受注者は、当該業務における法令等に基づく届出等の調査を行い、「届出等チェックリスト」（別紙-4）を必要に応じ加筆・修正し、同チェックリスト中の「設計者」欄に「○」印を記入すること。また、届出等が不要なものについて同チェックリスト中の「設計者」欄に「-」印を記入の上、設計図書等と併せ、成果品として提出すること。

4-5 提出書類仕様

受注者は、仕様書 1.2.12 に基づき提出書類作成に当たっては、グリーン購入法の規定に基づく再生紙を使用するものとする。

4-6 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

受注者は、共通仕様書 1.1.36 に基づき適切な対応を図るものとする。

4-7 グリーン購入法への対応について

受注者は、当該業務の実施にあたり物品使用の検討では共通仕様書 1.2.12 の 2 項に基づき環境への負荷が少ない環境物品等の採用の推進に向けて提案を行う。

基本設計においては、国等が定める特定調達品目調達ガイドライン（案）に基づき調達の可能性について検証し、チェックシート（別紙-5）にて報告すること。

実施設計業務においては、基本設計における検証結果に基づき、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等を確認し、可能な品目については積極的に調達の推進に向けて提案を行う。なお、調達を実施する品目については、設計図書に明記し、使用に際しての留意事項等を記載すること。

4－8 現場作業時間について

日曜、祝日は原則として現場作業を行ってはならない。また、本調査業務の現場作業時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

4－9 苦情等について

地質調査業務に関して、近隣住民等から苦情等を受けた場合や交渉等があった場合は、速やかにその内容を監督員に報告すること。

4－10 土木設計業務成績評定について

本業務は、業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。

なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある

4－11 設計業務歩掛調査

本業務は、設計業務歩掛調査対象業務である。受注者は契約締結後速やかに、本業務を実施するにあたり必要と考える作業量を別紙-6 に規定する様式に記載のうえ提出すること。

4－12 業務環境の改善

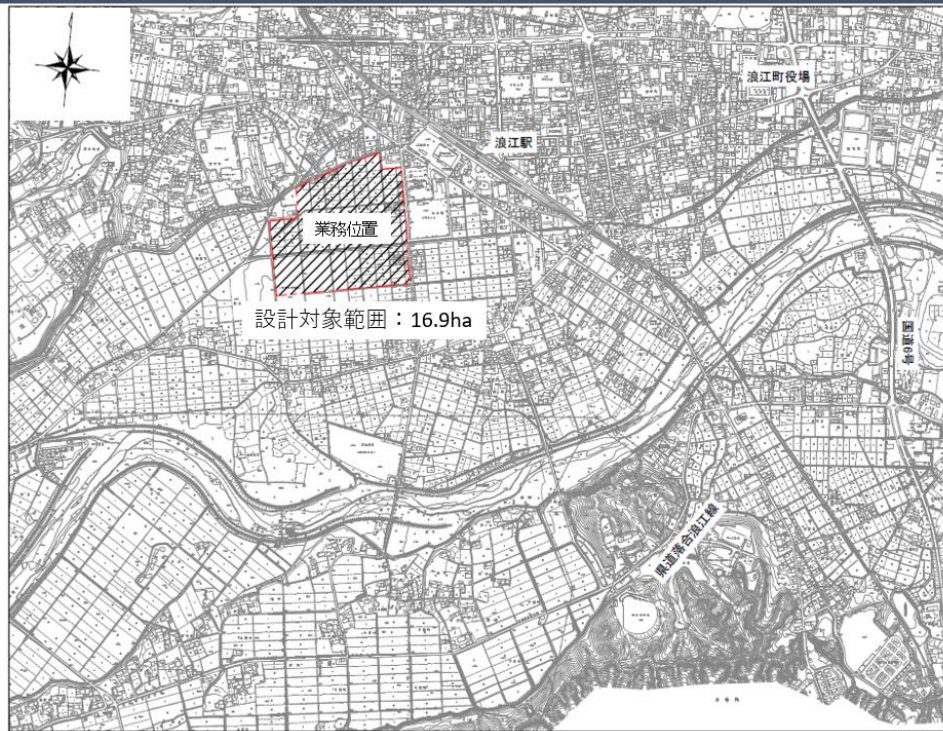
本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。

ウイークリースタンスの実施にあたっては、別紙-7 のウイークリースタンス実施要領に基づき、調査職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

以 上

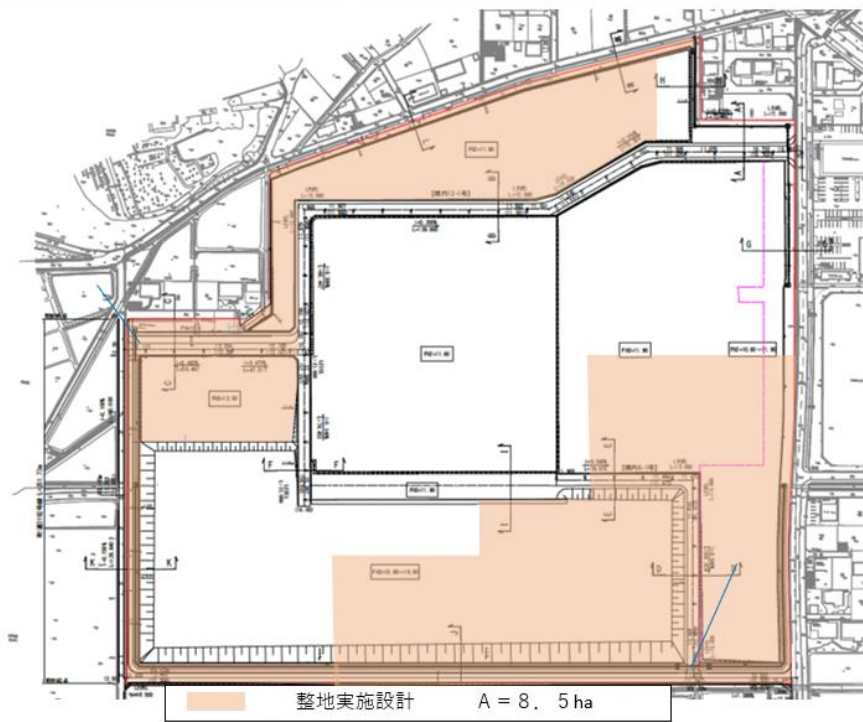
業務位置図

別図－1



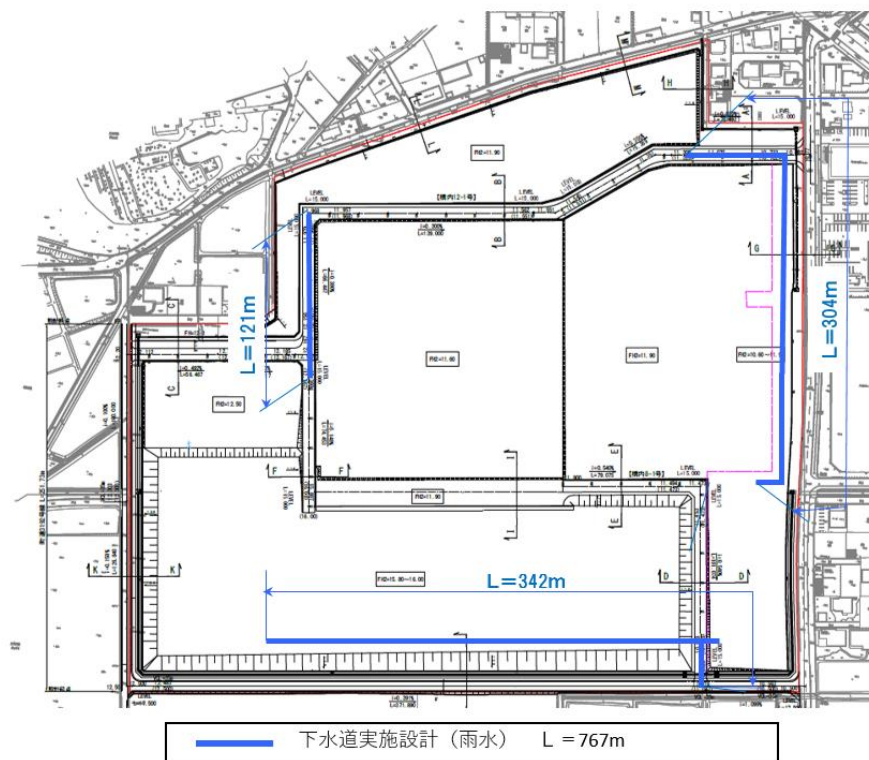
整地実施設計 位置図

別図－2



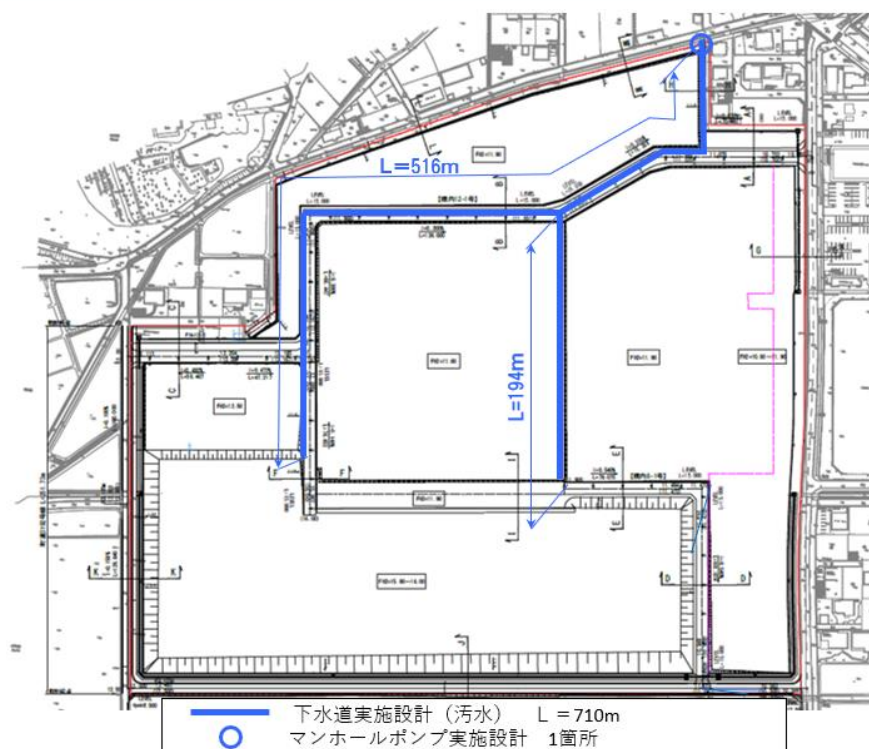
下水道（雨水）実施設計 位置図

別図－3



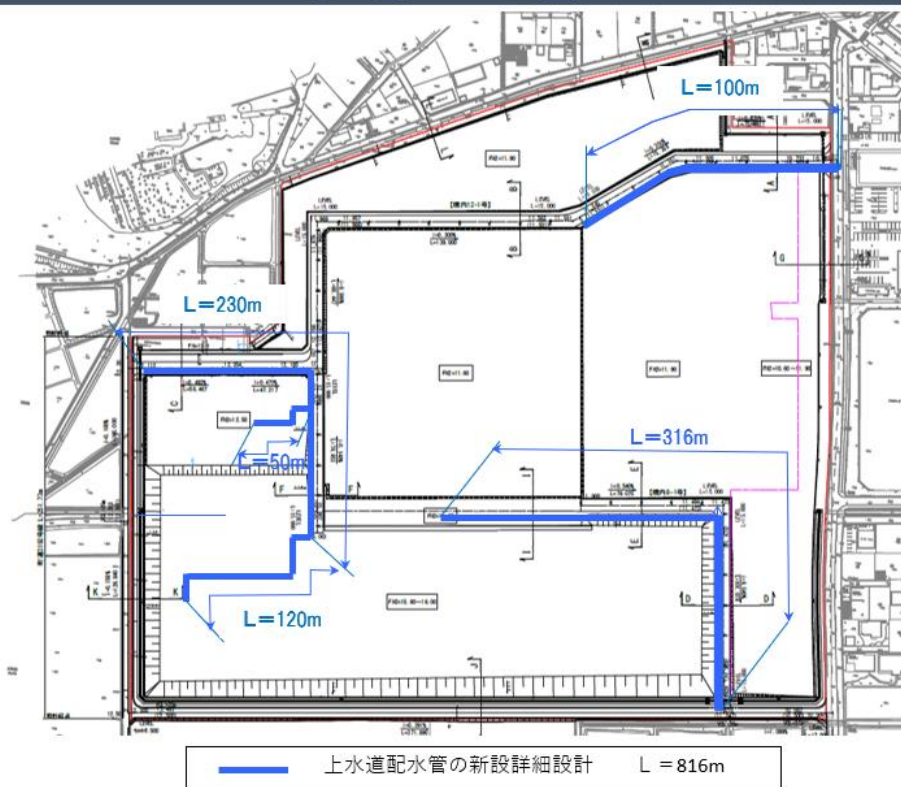
下水道（污水）実施設計 位置図

別図－4



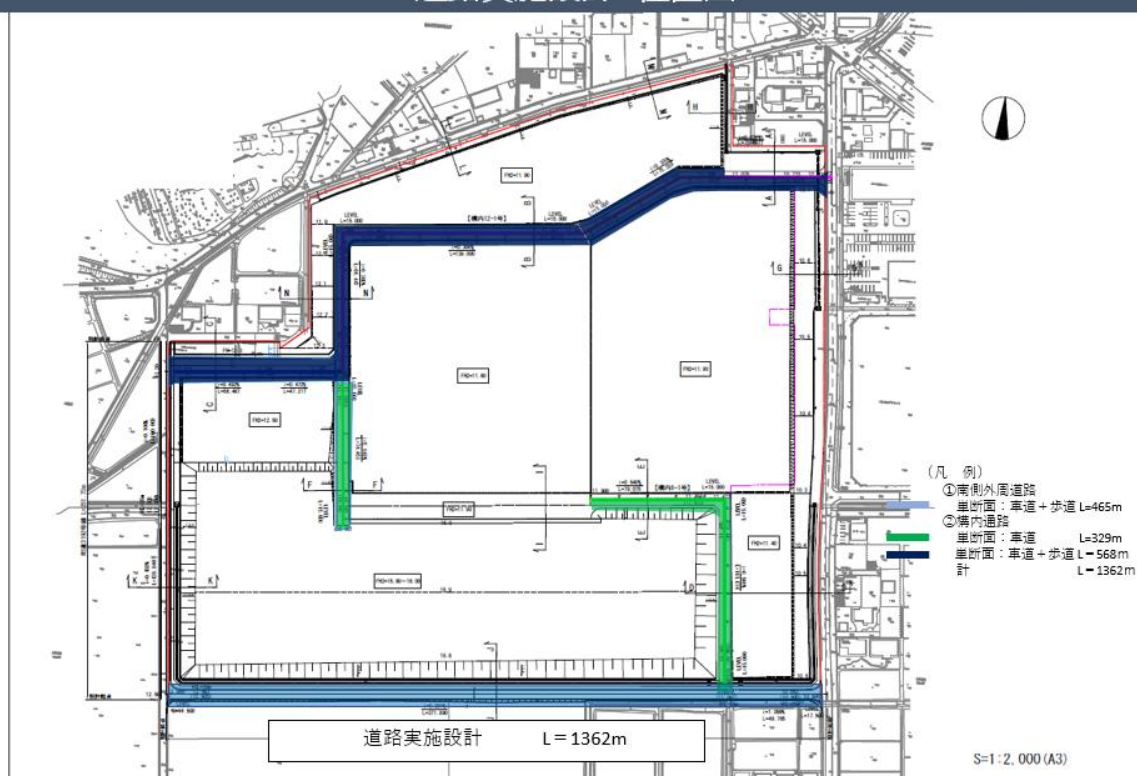
上水道実施設計 位置図

別図－５



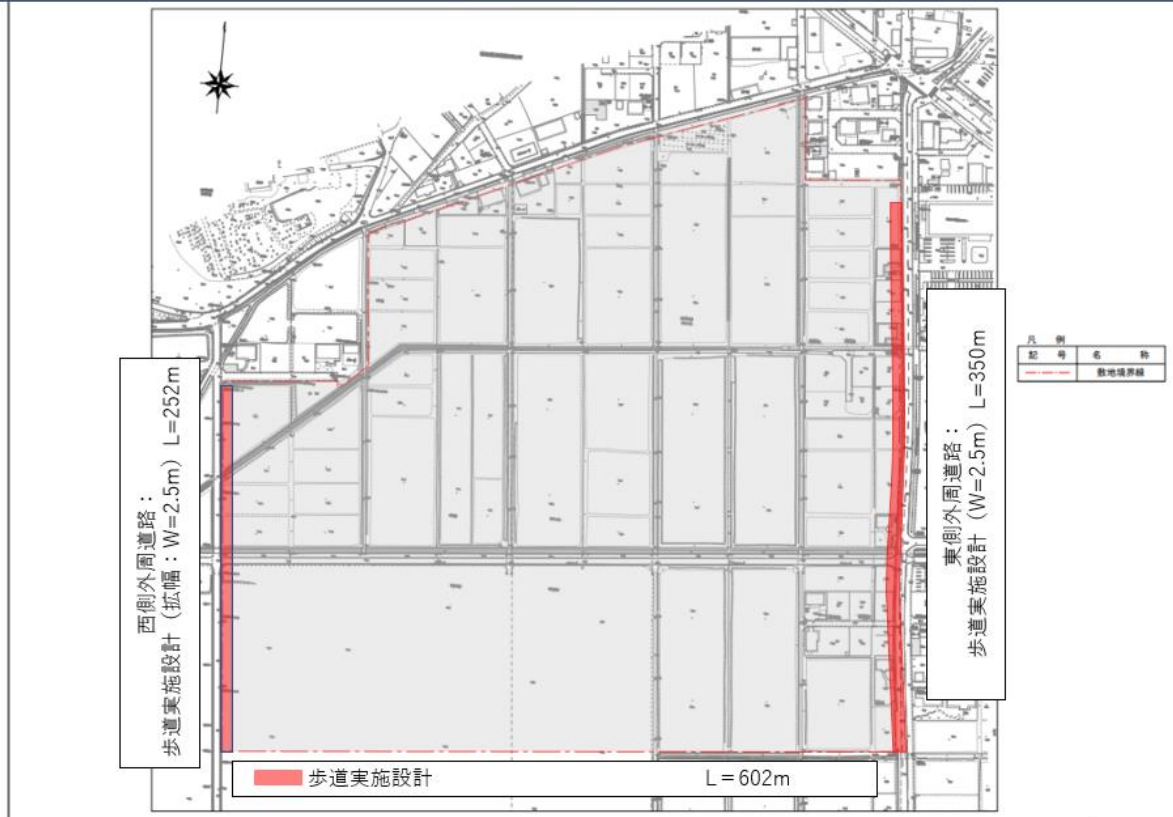
道路実施設計 位置図

別図－６



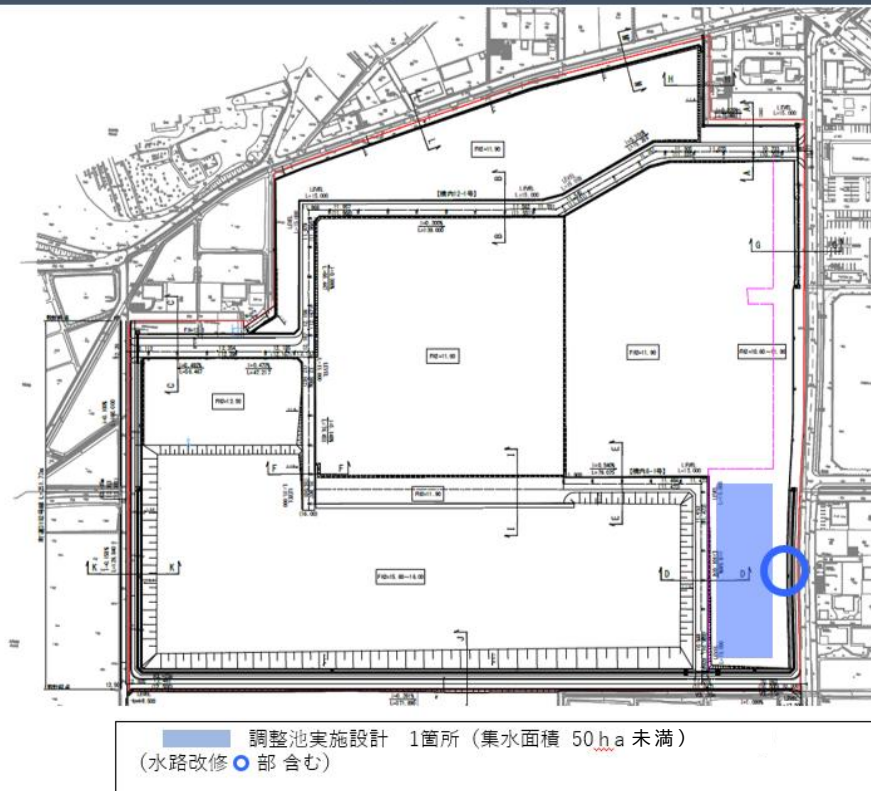
歩道実施設計 位置図

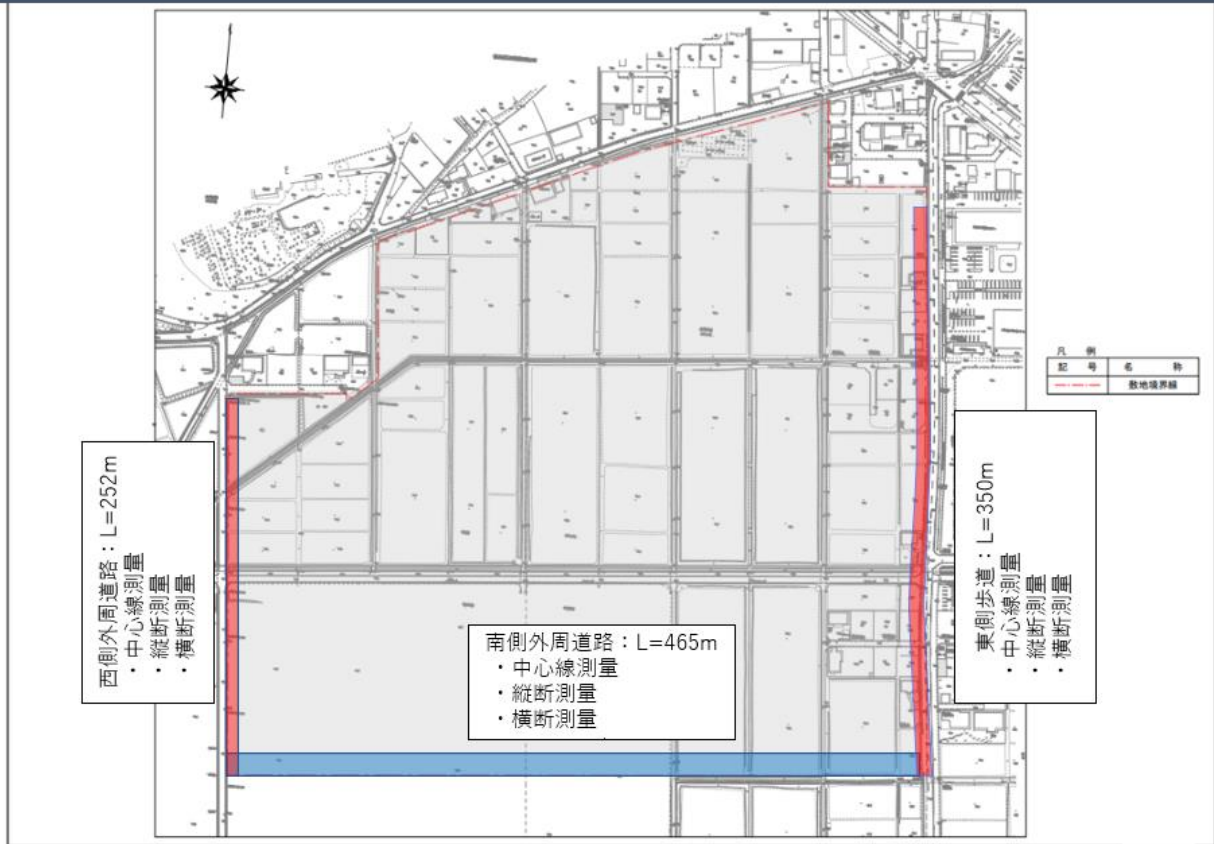
別図－7



調整池実施設計 位置図

別図－8





《参考》成果図書等一覧表 1/2 (測量作業規程記載成果のほか○印のあるものを提出する。成果品内に綴る順序は任意)

図書名		備考	図書名	備考
○	案内図		(方眼測量)	
○	業務概要書			方眼基準点成果表
○	特記仕様書写し	当初～変更後すべて		方眼基準点設置計算書
○	作業計画書	当初～変更後すべて		方眼基準点杭打(測設)図
○	打合せ等記録簿			方眼点成果表
○	測量機器検定証明書			方眼点設置計算書
○	測量成果検定証明書	検定記録書含む		方眼点杭打(測設)図
	作業日報(月報)	任意様式		点検測量一式
○	道路使用許可書			点間距離確認図
○	公共測量届出書類	審査書、助言書ほか		
	作業風景写真			
	材料写真		【境界測量】	
	関連測量成果の写し		(境界測量) -地区界測量	
○	電子記録媒体	CD-R,DVD-R		地区界点設置計算書
				点間距離確認図
【基準点測量】				境界立会確認書(原本)
(基準点測量)				境界立会確認書(コピー)
	観測図			境界点網図
	既知点成果表			境界点網図(現況入り)
	基準点使用承認書(写し)			
	基準点使用報告書(写し)		【路線測量】	
(水準測量)			(路線測量)	
	既知点成果表	成果表、点の記	○	線形地形図
	基準点使用承認書(写し)			準拠点観測手簿計算書
	基準点使用報告書(写し)			準拠点点検測量一式
				準拠点精度管理表
				IP 点、点の記
【現況測量及び写真測量】			○	主要点、点の記
(空中写真測量)			○	中心点写真
	点検測量一式		○	仮 BM 設置測量計算書
			○	仮 BM 点の記
(現地測量)			○	縦断測量計算書
	観測手簿	(TS は抜粋)	○	横断測量計算書
	計算簿	(TS は抜粋)	○	横断測量成果表
	点検測量一式			詳細測量成果表
	測定位置確認資料		○	杭打(測設)図
			○	点検測量一式
(航空レーザ測量)				点間距離確認図
	点検測量一式			用地幅杭座標計算書
				用地幅杭設置計算書
(三次元点群測量) -UAV 写真測量				用地幅杭杭打(測設)図
	点検測量一式			用地幅杭設置精度管理表
				用地幅杭写真
(三次元点群測量) -地上レーザ測量				杭打(測設)図
	点検測量一式			点検測量一式

《参考》成果図書等一覧表 2/2 (測量作業規程記載成果のほか○印のあるものを提出する。成果品内に綴る順序は任意)

図書名		備考	図書名		備考
【用地測量】			【確定測量】		
(用地測量)			(用地確定測量)-面積確定測量		
	地積測量図(写し)	用紙 A3		境界点設置計算書	
	建物図面、各階平面図(写し)			境界点杭打(測設)図	1/●●● 用紙 A●
	土地調査表			面積一覧表	
	補助基準点測量観測手簿			点間距離確認図	1/●●● 用紙 A●
	補助基準点測量観測記簿	または距離補正計算書		土地所在図	1/●●● 用紙 A3
	補助基準点測量成果表			地積測量図	1/●●● 用紙 A3
	補助基準点の記				
	点間距離確認図	1/●●● 用紙 A●	(用地確定測量)-完成平面測量		
	境界立会確認書(原本)	別冊ファイルに綴る		点検測量一式	
	境界立会確認書(コピー)	成果簿に綴る			
	公共用地管理者との打合せ等記録簿				
	公共用地確定協議依頼(申請)書	依頼書コピーを綴る	【その他】		
	公共用地確定協議書(原本)	別冊ファイルに綴る	(調査作図)		
	公共用地確定協議書(コピー)	成果簿に綴る		土地図	適宜
	用地境界仮杭座標計算書			調整土地図	1/●●● 用紙 A●
	用地境界仮杭設置計算書			現況調整土地図	1/●●● 用紙 A●
	用地境界仮杭杭打(測設)図	1/●●● 用紙 A●			
	境界点写真				
	用地境界仮杭写真		【その他調査等】		
	用地境界杭写真		(地下埋設物等調査)		
	境界点網図	1/●●● 用紙 A●		地下埋設物資料	
	境界点網図(現況入り)	1/●●● 用紙 A●		観測手簿(標高)	
	敷地求積図	1/●●● 用紙 A●		計算書(標高)	
	道水路求積図	1/●●● 用紙 A●		地下埋設物平面図	1/●●● 用紙 A●
	点間距離確認図	1/●●● 用紙 A●		地下埋設物横断面図	1/●●● 用紙 A●
	点間距離比較図	1/●●● 用紙 A●		地下埋設物縦断面図	1/●●● 用紙 A●
	越境物調査図	1/●●● 用紙 A●			
	土地所在図	1/●●● 用紙 A3	(樹木調査)		
	地積測量図素図	用紙 A3		観測手簿	樹木の位置
	土地調査書原案	用紙 A3		座標計算書	樹木の位置
【確定測量】				樹木目通図	
(確定測量)-街区確定測量				樹木写真集	
	街区点、中心点杭打(測設)図	用紙 A4		樹木台帳	樹木調書、リスト
	面積一覧表				
	点間距離確認図	用紙 A4	(真北測量計算)		
	街区点、中心点写真			真北測定調書	
(確定測量)-画地確定測量				BL 変換計算書	
	画地点杭打(測設)図	用紙 A4			
	面積一覧表				
	点間距離確認図	用紙 A4			
	画地点写真				

注記；基準点測量の与点の出所を明記した与点成果(写し)を添付すること。

計算簿には努めて略図等を添付して、当該作業機関以外の測量技術者の理解の助けとすること。

上記のほか、監督員の指示する資料を作成する。

電子納品について

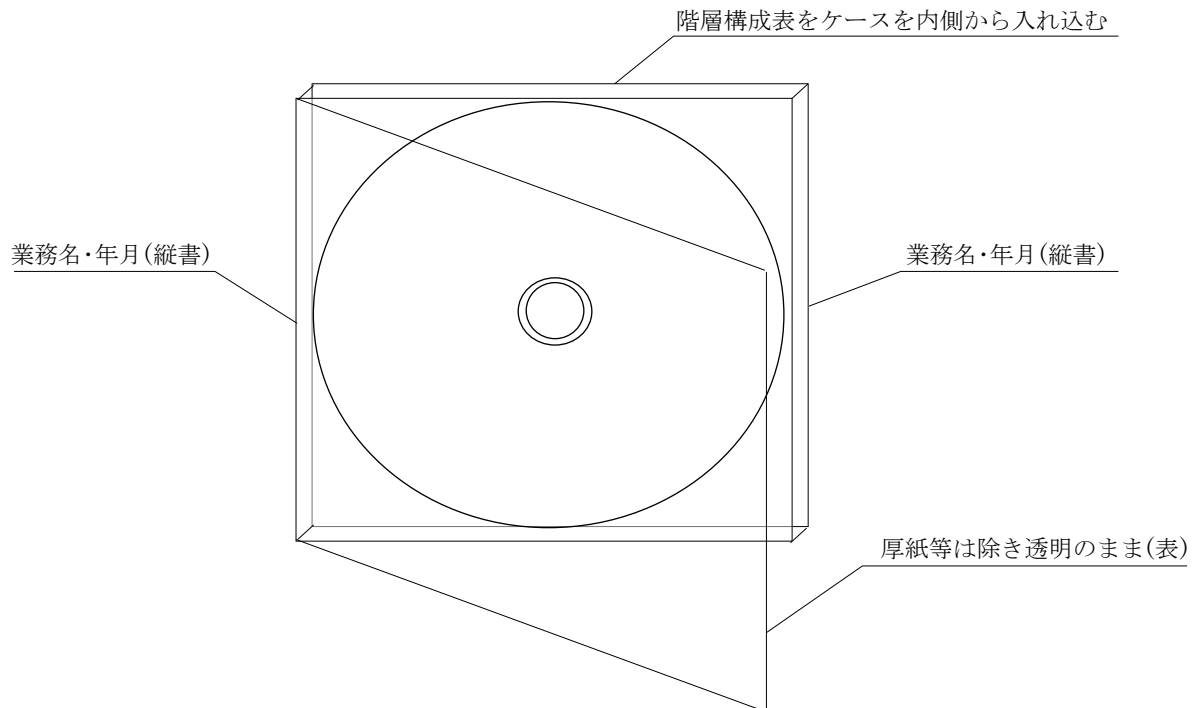
(ア) 電子納品を実施すること。

(イ) 適用基準類は下記による

『居住環境整備事業等における土木関連業務に係る電子納品要領(案)測量編』＜平成 17 年 3 月＞

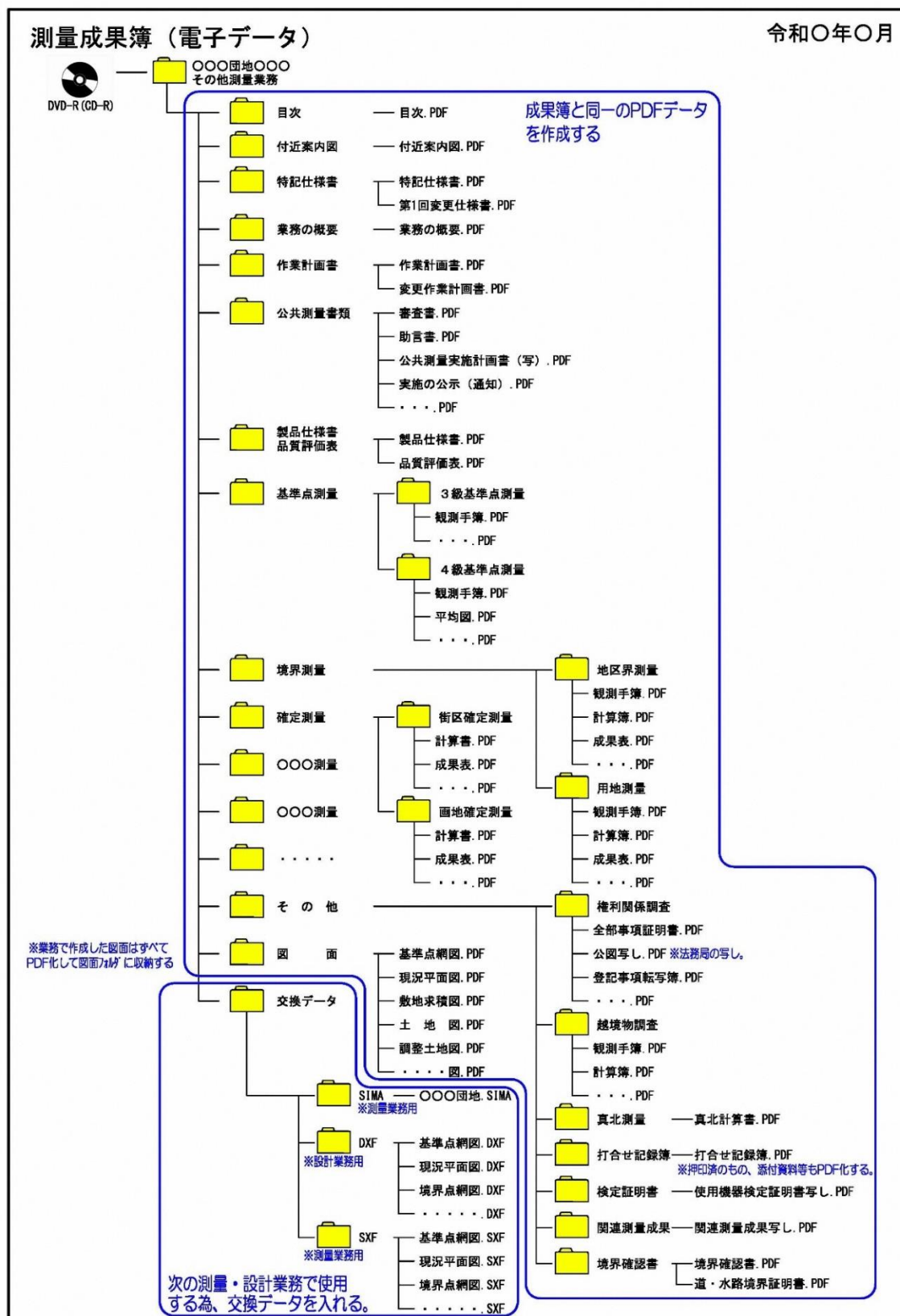
『居住環境整備事業等における土木関連業務に係る CAD 製図基準(案)』＜平成 17 年 3 月＞

※上記基準は、発注担当課にて閲覧に供する。



01. 電子記録媒体は CD-R を原則とするが、容量が多い場合は DVD-R とすることができる。
02. マイクロフィルムから画像データ化する場合は、対角線調整及び 4 点補正を行うこと。
03. SIMA データは、座標及び画地データとする。
04. 基準点及び境界点等の写真は、点名+拡張子としてよい。
05. 測量計算ソフトから CAD データを作成する場合の交換フォーマットは、SFX(P21)形式及び DXF 形式の両方を添付する。
06. CAD データを DXF とした場合は、AutoCAD で文字化け等の修正を行うこと。

階層構成表作成(例)



成果品作成仕様書

1. 市販バインダー製本(グリーン購入法適合品)製本

(1) 背表紙(縦書き)及び表紙(左開き横書き)に表示する事項

① ② の別表示

「測量成果簿」

測量業務名

令和 年 月(工期末月を表示)

地区名全て(又は箇所名全て)

計画機関 独立行政法人都市再生機構〇〇本部

作業機関 社名

※背表紙は、上下 5cm の余白をとること。

(2) 目次に表示する事項(版形は A4 縦)

記載例：目次には、成果簿に綴る計算結果・資料等の名称を記載する。

案内図

特記仕様書(写)

業務の概要

地区名を表示(地区ごとにまとめること。1地区のみの場合は不要。)

1. 基準点測量

1) 基準点測量

- (1) 3級基準点成果表
- (2) 計算書
- (3) 観測手簿
- (4) 点の記
- (5) 品質評価表・精度管理表・点検測量簿
- (6) 4級基準点成果表
- (7) 計算書
- (8) 観測記簿
- (9) 点の記

2. 境界測量

1) 用地測量

- (1) 境界点座標成果表
- (2) 面積・辺長・方向角計算(座標法)
- (3) 面積計算(数値三斜法)
- (4) 逆打ち計算書
- (5) 交点計算書(抜粋)
- (6) 観測手簿
- (7) 品質評価表・精度管理表・点検測量簿
- (8) 境界点写真

3. その他

2) 権利関係調査

- (2) 土地建物権利者住所録
- (3) 登記全部事項証明書
- (4) 公図(写)原図
- (5) 地積測量図(写)

3) 打ち合わせ協議記録簿

4) 作業日報

5) 機器検定証明書(写)

6) 関連測量業務の成果(写)

4. 図面

3級・4級基準点網図

境界点網図

敷地求積図

土地図

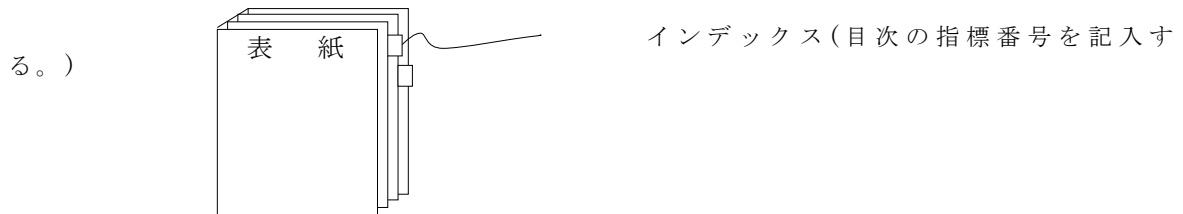
成果を転用した関連測量業務名称年月日(関連測量業務の工期末年月日)

計画機関名

作業機関名

今回の測量業務は、上記測量業務の測量成果を転用して、基準点測量、境界測量を行った。

他測量成果を転用した場合は記載例の要領で目次に表示のすること。目次において、測量種別・細別(作業名)に指標番号(1.2.など)をつけ、それぞれの該当ページ先頭にインデックス(目次の指標番号記入)を付す。



- (3) 諸計算書の版形は、A4 サイズを原則とする。略図等の図面以外は A4 サイズに縮小してよい。
- (4) 折込図面等は、測量種別毎(図面枚数少ないときは適宜)にクロス袋(布製プラスチック製)に入れ、図面名をクロス袋に表示し、製本する。
- (5) 成果簿を複数に分冊して製本する場合は、分冊したことがわかるように、成果簿の背表紙及び表紙に番号を表示する。番号は、分数表示とし分母に分冊した冊数を表示する。
例) 1/3 2/3 3/3(3冊に分冊した場合)
- (6) 土地・建物全部事項証明書・地積測量図及び境界確認書(原本)は別冊とする。また、境界確認書は本綴りに必ずコピーを入れること。
地番数値の小さい方から大きい方に綴る。字(あざ)が異なる謄本等が 1 冊に混在する場合は、インデックスを付すこと。

背表紙(縦書き)及び表紙(右開き横書き)に表示する事項

測量業務名(契約書の記載どおり)
「土地登記全部事項証明書綴」 令和 年 月(工期末月を表示)
「建物登記全部事項証明書綴」 地区名 (当該地区)
「地積測量図(写)」 市区町村名と字名
※「境界確認書(原本)」綴られている地番(〇〇〇〇番から〇〇〇〇番まで)
調査場所(〇〇〇法務局〇〇出張所など)
計画機関 独立行政法人都市再生機構〇〇本部
作業機関 社名

※境界確認書(原本)のみ(左・右開きいずれか横書き)とし、案内図(位置図)を添付する。

本綴を複数に分冊して製本する場合は、分冊したことがわかるように、本綴の背表紙・表紙に番号を表示する。番号は、分数表示とし分母に分冊した冊数を表示する。
例) 1/3 2/3 3/3(3冊に分冊した場合)

- (7) 業務の概要に記載する項目
測量業務名・工期・作業機関名・住所・電話番号・機構登録番号・主任技術者名、業務の経過、その他、後続の測量作業及び作業機関・計画機関への引継事項を記載すること。
- (8) 特記仕様書の(写し)について
機構から受注者に渡された表紙に「正本」、「謄本」又は**発注担当課の確認印**のある特記仕様書の写し(コピー)を別紙・別添を含めて成果簿に綴ること。変更の特記仕様書がある場合は、原測量の特記仕様書と変更の特記仕様書の両物を成果簿に綴ること。

(9) 検定証明書の写しについて

本測量業務に使用する機器は、検定有効期限内であることを証する測量機器検定機関の検定証明書の写し（鑑の部分だけでよい）を成果簿に添付しなければならない。なお、上記機器には電子計算機のプログラムを含む。

法令等に基づく届出等チェックリスト（基盤）

設計名称：		設計者：		印				
工事件名：		建設業者：		印				
No.	届出等書類名称	根拠法令	届出等提出先	届出等提出者	適用にあたっての留意事項	設計者記入欄	建設業者記入欄	提出先への届出日
	・各支社からのヒアリングに基づき、共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しており、届出にあたっては、所轄行政庁により異なるので注意 ・条例等については、地元自治体にあわせ、修正すること ・届出等に不足があれば、追記すること					届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「－」をつける	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に提出先に提出した日付を記入
口法関連								
◇道路法								
1	道路自費工事申請書	道路法第24条	道路管理者	支社長				
2	道路占用許可申請書	道路法第32条	道路管理者	支社長				
3	交通管理者協議	道路法第35条の2	公安委員会	支社長				
◇道路交通法								
4	道路標識移設（撤去）承認申請書	道路交通法第4条	交通管理者	支社長				
5	道路使用許可申請	道路交通法第77条	交通管理者	支社長				
◇建築基準法								
6	建築物除却届け	建築基準法第15条	知事等	支社長				
7	計画通知書	建築基準法第18条	建築主事	支社長				
8	特定工程工事終了通知書	建築基準法第18条	建築主事	支社長				
9	道路位置指定等関係申請書	建築基準法第42条	知事等	支社長				
10	工作物の申請	建築基準法第38条	建築主事	支社長				
◇河川法								
11	河川法許可申請（河川管理者以外の者の施工する工事等）	河川法第20条	河川管理者	支社長				
12	河川法許可申請（流水の占用の許可）	河川法第23条	河川管理者	支社長				
13	河川法許可申請（土地の占用の許可）	河川法第24条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること			
14	河川法許可申請（工作物の新築等の許可）	河川法第26条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること			
15	河川法許可申請（土地の掘削等の許可）	河川法第27条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること			
16	河川法許可申請（河川保全区域における行為の制限）	河川法第55条	河川管理者	支社長	河川保全区域を確認すること			
◇都市計画法								
17	開発協議申請関連	都市計画法29条等（34条の2）	知事等	支社長				
18	公共施設管理者協議書	都市計画法第32条	公共施設管理者	支社長				
19	地区計画等の区域内における建築等の届出	都市計画法第58条の2	市長等	支社長				
◇消防法								
20	指定水利変更等届出書	消防法	消防署長等	支社長				
21	防火水槽設置届け	消防法	消防署長等	支社長				
22	消防用設備等設置届出書	消防法	消防署長等	支社長				
◇測量法、国土調査法								
23	測量標・測量成果の使用承認申請	測量法第28条、30条	国土地理院の長	支社長				
24	測量成果の交付申請	測量法第28条	国土地理院の長	支社長				
25	公共測量実施計画書	測量法36条	国土地理院の長	支社長				
26	公共測量成果提出	測量法40条	国土地理院の長	支社長				
27	公共測量成果の使用承認申請書	測量法第44条	測量計画機関	支社長				
28	測量成果の認証申請	国土調査法第19条	国土交通大臣	支社長・理事長				
◇文化財保護法								
29	埋蔵文化財包蔵地による工事届出	文化財保護法93条	教育委員長	支社長				
30	文化財保護法94条通知	文化財保護法94条	教育委員長	支社長				

◇土壌汚染対策法、水質汚濁防止法					
31	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	土壌汚染対策法4条	知事等	支社長	
32	水質汚濁防止法に基づく届出（特定施設設置届、特定施設の構造等の変更届、期間短縮の申請等）	水質汚濁防止法	知事等	支社長	
◇高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）					
33	交通バリアフリー法に基づく申請及び届出	交通バリアフリー法	知事等	支社長	
◇高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称：ハートビル法）					
34	ハートビル法に基づく報告、申請	ハートビル法	知事等	支社長	
◇大規模小売店舗立地法					
35	交通管理者協議	大店立地法	交通管理者	支社長	
◇電線共同溝の整備等に関する特別措置法					
36	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく届出	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	道路管理者	支社長	
◇下水道法					
37	下水道施設自費工事申請書（着手届、竣工届、検査願）	下水道法第16条	公共下水道管理者	支社長	
38	下水道固着申請等	下水道法第24条	公共下水道管理者	支社長	
◇海岸法、砂防法、港湾法					
39	海岸保全区域の占用	海岸法第7条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること
40	海岸保全区域における掘削の許可申請書	海岸法第8条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること
41	管理者以外の施工する工事	海岸法第13条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること
42	砂防指定地内制限許可申請（砂防指定地での工作物の新築、木竹の伐採等）	砂防法 4条	知事等	支社長	砂防指定地を確認すること
43	水域占用許可申請書	港湾法第37条	港湾管理者	支社長	港湾区域および港湾隣接地域を確認すること
44	臨港地区内における行為の届出等	港湾法第38条の2	港湾管理者	支社長	臨港地区を確認すること
◇建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称：建設リサイクル法、建リ法）					
45	建設リサイクル法に基づく届出書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	知事等	支社長	
◇ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（通称：廃掃法、廃棄物処理法）					
46	廃却伊撤去（ダイオキシン類）	ダイオキシン類対策特別措置法	知事等	支社長	
47	廃掃法関連	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境大臣等	支社長・請負者	
◇騒音規制法、振動規制法					
48	騒音規制法に基づく届出（特定施設設置届、特定施設使用変更届、騒音防止方法変更届、氏名変更届）	騒音規制法6、8、10条	知事等	支社長	指定地域を確認すること
49	振動規制法に基づく届出（特定施設使用届、占用料免除申請、行政等財産使用許可承認申請）	振動規制法6、8、10条	知事等	支社長	指定地域を確認すること
◇宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律					
50	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可申請書、工事完了届	宅地造成等規制法第9条	知事等	支社長	宅地造成工事規制区域を確認すること
51	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可申請	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	知事等	支社長	急傾斜地崩壊危険区域を確認すること
◇都市公園法					
52	許可申請書	都市公園法5条	市長等	支社長	
53	都市公園の占用許可	都市公園法6条	市長等	支社長	
◇森林法					
54	森林法関係届出	森林法10条の2	知事等	支社長	地域森林計画の対象となっている民有林を確認すること
◇景観法					
55	景観計画の区域内における行為の届出書	景観法第16条	景観行政団体の長	支社長	景観計画区域を確認すること
◇ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法					
56	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	都道府県知事（又は政令市長）	支社長	PCBの保管のみ PCBの保管・使用の両方あり
57	承継届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第12条第2項	都道府県知事（又は政令市長）	支社長	PCB廃棄物の承継
58	使用中のPCB製品譲渡し届出書 使用中のPCB製品譲受け届出書	東京都PCB（ポリ塩化ビフェニル）適正管理指導要綱第9条	都道府県知事（又は政令市長）	支社長	使用中のPCB製品の譲渡し・譲受け
59	使用中のPCB製品の使用届出書	東京都PCB（ポリ塩化ビフェニル）適正管理指導要綱第5条	都道府県知事（又は政令市長）	支社長	使用中PCB製品を発見

□条例等関連							
◇道路関係							
60	道路沿道掘削届	条例	市長等	支社長			
61	道路掘削制限解除申請書	条例	市長等	支社長			
62	狭隘道路拡幅整備事前協議書	条例	区長等	支社長			
63	埋設標の道路占用許可申請書	条例	市長等	支社長			
◇排水関係							
64	排水設備等新設等計画届出書 (着手届、竣工届、検査願等)	条例	市長等	支社長			
65	公共下水道使用届出書 等	条例	市長等	支社長			
66	公共ます設置届出	条例	市長等	支社長			
67	雨水浸透施設等設置工事計画届 (着手届、完了届)	条例	市長等	支社長			
68	大量排水事前協議書	条例	市長等	支社長			
◇給水関係							
69	給水装置工事承認申請書	条例	水道事業管理者等	支社長			
70	給水装置不使用兼撤去届	条例	水道事業管理者等	支社長			
71	給水装置工事完了届	条例	水道事業管理者等	支社長			
◇解体関係							
72	解体事業計画書	条例	市長等	支社長			
73	解体事業に伴う工事着手届	条例	市長等	支社長			
74	解体事業説明会等報告書	条例	市長等	支社長			
75	解体事業標識設置届	条例	市長等	支社長			
76	指定作業場廃止届出書	条例	市長等	支社長			
◇測量関係							
77	境界確認書	条例	市長等	支社長			
78	境界査定願い	条例	市長等	支社長			
◇消防関係							
79	消防活動空地設置届	条例	消防署長	支社長			
80	消防水利設置届	条例	消防署長	支社長			
81	消防水利完成検査申請書	条例	消防署長	支社長			
82	消防活動上支障ある行為等の届出書	条例	消防署長	支社長			
83	防火対象物使用開始(変更)届出	条例	消防署長	支社長			
◇土壌関係							
84	土壌汚染状況調査報告書	条例	知事等	支社長			
85	土壌汚染処理完了報告書	条例	知事等	支社長			
86	東京都環境確保条例116条に基づく土壌汚染調査、計画、完了届	都条例	都知事	支社長			
87	東京都環境確保条例117条に基づく土壌汚染調査、計画、完了届	都条例	都知事	支社長			
◇その他							
88	工事監理者及び工事施工選任届	条例	建築主事	支社長			
89	公有土地水面使用届出	条例	知事等	支社長			
90	緑化協議申出書	条例	市長等	支社長			
91	砂防指定地内行為協議書	条例等	知事等	支社長			
92	貯水槽廃止届	条例	知事等	支社長			
93	地下水保全条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	支社長			
94	東京都環境確保条例89条に基づく指定作業場設置(変更)届(自動車駐車場20台以上)	都条例89条	都知事	支社長			
95	都市公園条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	支社長			
96	都市景観協議申出書	条例	市長等	支社長			

特定調達品目の判断基準等（公共工事）チェックシート 《参考》

○；調達可能、×；調達不可

分類	品目分類	品目名	判定	備考
資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土		
		土工用水砕スラグ		
		銅スラグを用いたケトン中詰め材		
		フェロニッケルスラグを用いたケトン中詰め材		
	地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ		
	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材		
		フェロニッケルスラグ骨材		
		銅スラグ骨材		
		電気炉酸化スラグ骨材		
	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	○	
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物		
		中温化アスファルト混合物		
	路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材		
		再生骨材等	○	
	小径丸太材	間伐材	○	現場説明書参照
	混合セメント	高炉セメント	○	現場説明書参照
		フライアッシュセメント		
	セメント	エコセメント		
	コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート		
	鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック		
	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート		
	塗料	下塗用塗料（重防食）		
		低揮発性有機溶剤型の路面表示水性塗料		
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）		
		再生材料を用いた舗装用ブロック（プレキャスト無筋コンクリート製品）		
	園芸資材	パークたい肥		
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）		
	道路照明	環境配慮型道路照明		
	中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック		
	配管材	排水用再生硬質塩化ビニル管		
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠		
工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法		
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法		現場説明書参照
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法		現場説明書参照
	舗装（路盤）	路上再生路盤工法		
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法		
目的物	舗装	排水性舗装		
		透水性舗装		
	屋上緑化	屋上緑化		

記載例

工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	○	地盤改良の工事費が高くなる。
目的物	舗装	排水性舗装	×	発生交通量を考慮し、交通騒音を減少させる必要がないため。

設計業務歩掛調査シート

1. 業務件名 福島国際研究教育機構敷地整備に関する実施設計他(その3)業務
2. 受注者名 〇〇設計事務所
3. 業務期間 令和〇.〇.〇 ~ 令和〇.〇.〇
4. 作業歩掛

職 種		主任 技術者	技師長	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員
区 分	対 象							
土 木 設 計	整地実施設計(点高法)	☒						
	下水道実施設計	☒						
	上水道実施設計	☒						
	道路実施設計	☒						
	歩道実施設計	☒						
	調整池実施設計	☒						
		☐						
		☐						
		☐						
		☐						
		☐						
		☐						
造 園 設 計		☐						
		☐						
		☐						
		☐						
		☐						
		☐						
		☐						
		☐						
		☐						
		☐						
		☐						
		☐						
区 画 整 理 業 務		☐						
		☐						
		☐						
		☐						
		☐						
		☐						
		☐						
		☐						
		☐						
そ の 他	特殊設計(変更設計)	☒						
		☐						
		☐						
		☐						
		☐						
合 計								

※ 作業歩掛は、各作業区分について、各職種ごとの人工を記入して下さい。なお、記載する数量は少数第二位を四捨五入し、少数第一位までとしてください。

ウイークリースタンス 実施要領

１ 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年法律第十八号)第 22 条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

２ 取組内容

- (１) 業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案した上で、原則として以下の項目（１週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。
 - ①休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
 - ②水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
 - ③休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
 - ④昼休みや 17 時以降の打合せは行わない。
 - ⑤定時間際、定時後の依頼をしない。
 - ⑥その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web 会議の積極的な活用等）。
- (２) 業務履行期間中であっても、受発注間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- (３) (１) によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、調査職員又は監督職員から管理技術者又は主任技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- (４) 緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

３ 進め方

- (１) 初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- (２) 受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (３) 成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以 上

特記仕様書 追加事項

○ 低価格による受注に関する調査

- 1 落札価格が予定価格の 10 分の 7 を乗じて得た額を下回ったときは、落札価格、業務履行体制及び業務履行状況に関する調査を実施する。
- 2 調査においては、以下の調査資料の提出を求める。
 - (1) 当該価格で入札した理由（様式－2）
 - (2) 入札金額の積算内訳（様式－3）
 - (3) 業務実施体制（様式－4）
 - (4) 手持ち業務の状況（様式－5）
 - (5) 配置技術者名簿（様式－6）
 - (6) 過去に実施した同種又は類似の業務名及び発注者（様式－7）
- 3 調査資料は、発注者より「低価格受注調査等対象業務通知書」により対象業務である旨の通知を行った日の翌日から起算して 7 日以内（土日祝日を含む）に提出すること。

なお、提出期限後の資料の差し替え及び再提出は認めない。
- 4 資料の内容に関しては、入札の責任者（代表者、又はその権限代行者）及び管理技術者等から事情聴取を行う。なお、事情聴取の日時及び場所は対象となる者に追って通知する。
- 5 調査において、入札者が履行可能な理由として説明した事項は、確認事項として打合せ記録簿で提出することとし、業務履行状況の調査時にその内容を確認する。
- 6 調査対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は業務履行状況の調査の結果と入札時の調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な理由が確認できる場合を除く）は、業務成績評定点に厳格に反映するものとする。

また、調査資料の提出がなかった場合についても、業務成績評定点に厳格に反映することとなりますのでご承知おきください。

以 上

当該価格で入札した理由

○当該価格で入札した理由

(注) 手持ち業務の状況、手持機器等の状況、過去に実施した同種又は類似の業務の実績、保有する技術者の状況、下請負会社の協力等の観点から記載すること。

(様式-3)

入札金額の積算内訳（土木設計）

(単位：千円)

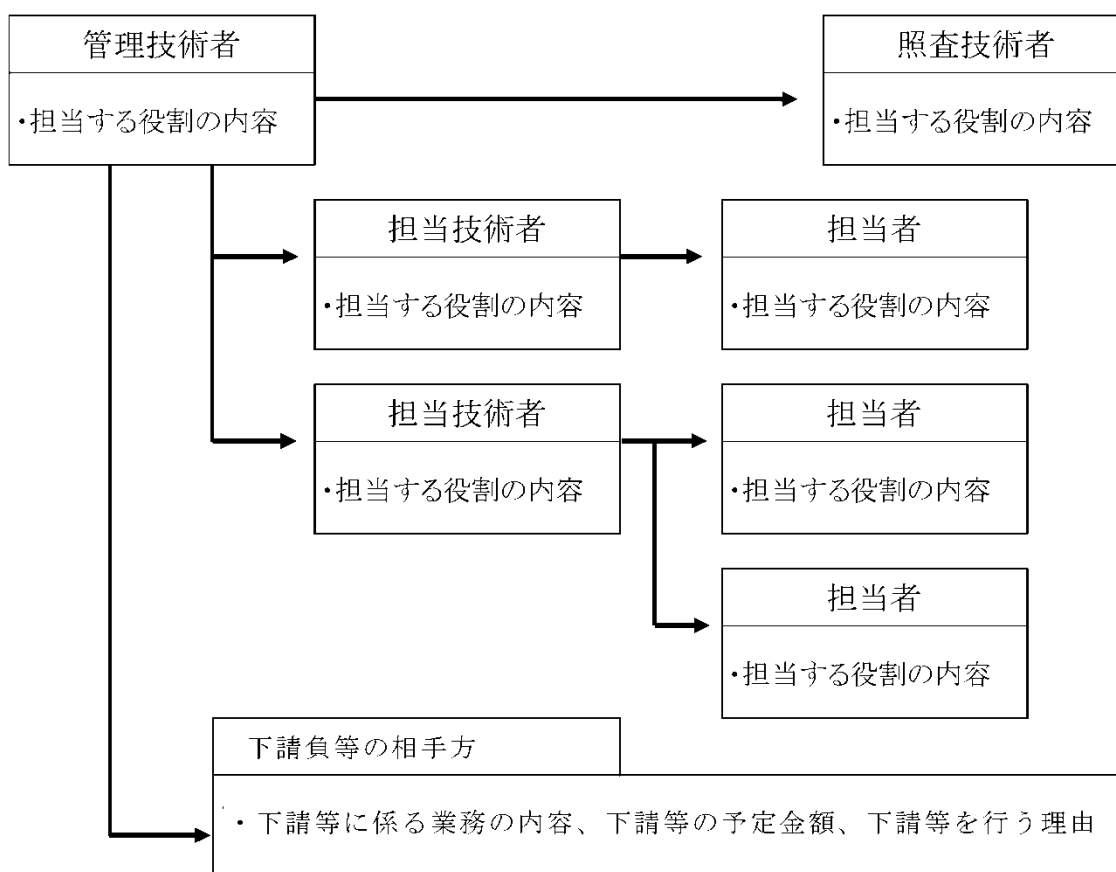
業務名称							
項目	工種	種別	細別	単位	数量	金額	備考
業務原価	直接原価	直接人件費					
計		直接経費					
一般管理費等	間接原価	その他原価					
計							
合計							

(注) 設計数量総括表等に対応する内訳を記載すること。

(注) 見積もり等積算根拠を示すものがあれば添付すること。

業務実施体制

技術者の区分	氏 名	役職・部署	担当する役割の内容	備 考
管理技術者				
照査技術者				
担当技術者				
担当技術者				
担当技術者				
担当者				
担当者				



(注1) 配置する技術者の役割を分担させたときは、それぞれの配置する技術者の役割を、体制図として記載すること。
また、契約書に基づき下請負等をするときは、下請負等の相手方の商号又は名称、下請負等に係る部分、下請け等の理由等について記載すること。

(注2) 技術者の区分及び体制図は業務に応じて適宜記載すること。

(様式-5-1)

手 持 ち 業 務 の 状 況

管理技術者名

業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額

※ 技術者1名につき1枚作成する。

(様式-5-2)

手 持 ち 業 務 の 状 況

照査技術者名

<u>業務名</u>	<u>職務上の立場</u>	<u>発注機関</u>	<u>履行期間</u>	<u>契約金額</u>

※ 技術者1名につき1枚作成する。

(様式-5-3)

手 持 ち 業 務 の 状 況

担当技術者名

業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額

※ 技術者1名につき1枚作成する。

(様式-6)

配 置 技 術 者 名 簿

技術者の区分	氏 名	資 格	取得年月日	免許番号 交付番号	備 考
管理技術者					
照査技術者					
担当技術者					
担当技術者					
担当技術者					
担当者					
担当者					
担当者					

(注)技術者の区分は業務に応じて適宜記載すること。

(様式-7-1)

過去に実施した同種又は類似の業務名及び発注者

管理技術者名：_____

	同種又は類似業務の実績①
業 務 分 類	同種業務 ・ 類似業務
TECRIS登録番号	
履 行 期 間	

	同種又は類似業務の実績②
業 務 分 類	同種業務 ・ 類似業務
TECRIS登録番号	
履 行 期 間	

※ 技術者1名につき1枚作成する。記載する件数は2件までとする。

(様式-7-2)

過去に実施した同種又は類似の業務名及び発注者

照査技術者名：_____

	同種又は類似業務の実績①
業 務 分 類	同種業務 ・ 類似業務
TECRIS登録番号	
履 行 期 間	

	同種又は類似業務の実績②
業 務 分 類	同種業務 ・ 類似業務
TECRIS登録番号	
履 行 期 間	

※ 技術者1名につき1枚作成する。記載する件数は2件までとする。

(様式-7-3)

過去に実施した同種又は類似の業務名及び発注者

担当技術者名：_____

	同種又は類似業務の実績①
業 務 分 類	同種業務 ・ 類似業務
TECRIS登録番号	
履 行 期 間	

	同種又は類似業務の実績②
業 務 分 類	同種業務 ・ 類似業務
TECRIS登録番号	
履 行 期 間	

※ 技術者1名につき1枚作成する。記載する件数は2件までとする。